

毎週火・金曜日発行



告示

○秋田県田沢湖スキー場の利用料金の額の承認(四四二・観光課)..... 1

公告

○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター)..... 3

告示

秋田県告示第四百四十二号

秋田県田沢湖スキー場条例(平成十八年秋田県条例第七十七

目次

ページ

秋田県田沢湖スキー場
一 リフトの利用料金

一回券				一回券				一回券				区	分	使用の単位	利用料金の額
大人	六〇歳以上	中学生及び高校生	小学生	大人	六〇歳以上	中学生及び高校生	小学生	大人	六〇歳以上	中学生及び高校生	小学生				
四、二〇〇円	四、二〇〇円	八四〇円	四四〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	八四〇円	四四〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円	八四〇円	二二〇円	四二〇円	四二〇円	四二〇円	二、二〇〇円

号)第十一条第一項の規定により、次のとおり秋田県田沢湖スキー場の利用料金を承認したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
承認した秋田県田沢湖スキー場の使用に係る利用料金は、平成二十年十二月一日から適用する。
平成二十年十月二十四日

秋田県知事 寺田典城

会議室		区 分		利用料金の額	
A・B	一日	半日	使用の単位	利用料金の額	
二 会議室の利用料金					
シーズン券					
小学生	全リフト共通			一〇、五〇〇円	
中学生及び高校生	全リフト共通			三二、五五〇円	
七〇歳以上	全リフト共通			一三、六五〇円	
六〇歳以上	全リフト共通			四六、二〇〇円	
大人	全リフト共通			六六、一五〇円	
ナイター券					
小学生	水沢リフト			一、〇〇〇円	
中学生及び高校生	水沢リフト			二、〇〇〇円	
六〇歳以上	水沢リフト			二、〇〇〇円	
大人	水沢リフト			二、〇〇〇円	
一日券					
小学生	全リフト共通			一、〇〇〇円	
中学生及び高校生	全リフト共通			二、六〇〇円	
六〇歳以上	全リフト共通			二、八〇〇円	
大人	全リフト共通			四、二〇〇円	
五時間券					
中学生及び高校生	全リフト共通			一、九〇〇円	
六〇歳以上	全リフト共通			二、一〇〇円	
大人	全リフト共通			三、五〇〇円	

備考
 一 この表において「半日」とは、営業の開始時刻から正午まで又は正午から営業の終了時刻までをいう。
 二 この表において「一日」とは、営業の開始時刻から営業の終了時刻までをいう。
 三 土地等の利用料金

区 分	使用の単位		利用料金の額
	対価を得る場合	対価を得ない場合	
土地及び駐車場	月単位で使用する場合	使用面積一平方メートル当たり一月につき	九〇〇円
		時間単位で使用する場合	三〇円
	月単位で使用する場合	使用面積一平方メートル当たり一月につき	四五〇円
		時間単位で使用する場合	二〇円
	月単位で使用する場合	使用面積一平方メートル当たり一月につき	二、七〇〇円
		時間単位で使用する場合	九〇円
	月単位で使用する場合	使用面積一平方メートル当たり一月につき	一、三五〇円
		時間単位で使用する場合	五〇円

備考
 一 この表において「対価」とは、使用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
 二 使用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって土地又は建物若しくは駐車場を使用するときの使用料の額は、対価を得る場合の使用料の額とする。
 三 使用面積が一平方メートル未満であるときは一平方メートルとし、使用面積に一平方メートル未満の端数があるときは当該端数を一平方メートルとする。
 四 月中途から使用を開始するとき又は月の途中で使用を終了するときのその月の使用料の額は、日割りをもって計算するものとする。
 五 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成二十年十月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項
 (一) 購入物品の名称及び数量

超高精度三次元測定器 一式
 (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
 (三) 納入期限
 平成二十一年三月二十五日(水)
 (四) 納入場所
 県の別途指定する場所
 二 入札に参加する者に必要な資格等
 (一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 (3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 (4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。以下「調達シ

システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(一) (2)の資格に係る申請

(二) (2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものを用いる。により平成二十年十一月二十日(木)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一五〇
秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一―二七四三)

(二) 調達システム (<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=intDisplay>) により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年十月二十四日(金)から同年十二月二日(火)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

(四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成二十年十月二十四日(金)から同年十二月二日(火)までの期間、調達システムにより利用することができる。

入札執行の日時及び場所

平成二十年十二月五日(金)午後一時三十分

秋田県出納局総務事務センター

入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六百六十六条から第六百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Ultra-high precision 3-D profile measurement system

2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 5 December, 2008

3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2743

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一五〇

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(82)八七六六 F A X(83)〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄